

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【公開番号】特開2018-203033(P2018-203033A)

【公開日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-050

【出願番号】特願2017-110408(P2017-110408)

【国際特許分類】

B 6 0 G 21/055 (2006.01)

F 1 6 C 11/06 (2006.01)

【F I】

B 6 0 G 21/055

F 1 6 C 11/06 G

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月14日(2020.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両に備わる懸架装置及びスタビライザを連結するためのスタビリンクを前記スタビライザに接合させるスタビリンクの接合構造であって、

前記スタビリンクは、サポートバーと、当該サポートバーの両端に設けたボールジョイントと、を備え、

前記ボールジョイントは、ボール部及びスタッド部を有するボールスタッドと、当該ボールスタッドの前記ボール部を回動自在に支持するハウジングと、を備え、

前記スタビライザは、金属製の棒状部材により構成され、

前記スタビライザの両端には、前記スタビリンクが接合される取付部がそれぞれ設けられ、

前記取付部には、前記ボールスタッドの前記スタッド部に設けた弾性部材が装着される通孔がそれぞれ設けられ、

前記弾性部材は、円筒形状の胴体部と、前記胴体部に備わる一対の外周縁部のそれぞれに設けられる耳部と、を備え、

前記ボールスタッドの前記スタッド部は、前記弾性部材が前記通孔に装着された状態で、当該通孔の内周壁部に前記胴体部が当接すると共に、当該通孔に備わる一対の外周縁部を覆って前記耳部が位置するように当該弾性部材を介して前記取付部に接合されていることを特徴とするスタビリンクの接合構造。

【請求項2】

請求項1に記載のスタビリンクの接合構造であって、

前記弾性部材は、前記ボールスタッドの前記スタッド部が挿通される貫通孔をさらに備え、当該スタッド部が当該貫通孔に装着された状態で当該貫通孔に接着されることで当該スタッド部に設けられている

ことを特徴とするスタビリンクの接合構造。

【請求項3】

請求項2に記載のスタビリンクの接合構造であって、

前記ボールスタッドの前記スタッド部は、円板形状のフランジ部を備え、

前記弾性部材は、前記ボールスタッドの前記スタッド部が前記貫通孔に装着された状態で前記フランジ部に接着されることを特徴とするスタビリンクの接合構造。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

また、本発明(3)に係るスタビリンクの接合構造は、本発明(2)に係るスタビリンクの接合構造であって、ボールスタッド21のスタッド部21aは、円板形状のフランジ部21a1を備え、弾性部材31は、スタッド部21aが貫通孔33に装着された状態でフランジ部21a1に接着される構成を採用してもよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

本発明(3)に係るスタビリンクの接合構造によれば、弾性部材31は、スタッド部21aが貫通孔33に装着された状態でフランジ部21a1に接着されるため、スタッド部21aに対して弾性部材31を一層確実に固定することができる。